２．お困りの際の相談先は

障がい者サポートセンター

相談支援専門員が障害者（児）の生活全般についての相談に応じ、福祉サービスの利用方法や行政機関、施設の紹介等のサポートを行う事業です。

また、福祉・保健・医療等関係機関と連携を図りながら障害者(児)本人や家族だけでは解決されない問題等について、生活状況に応じた各種福祉サービスの利用に繋げるサポートを行います。就労に関するご相談もお受けいたします。

ご希望により、訪問による相談もお受けしますのでお気軽にご連絡ください。

相談方法 電話、来所、訪問

障がい者サポートセンターにしお（西尾市社会福祉協議会）

主たる対象者：身体

所在地　西尾市花ノ木町２丁目１番地（西尾市総合福祉センター内）　電話 56-5900　FAX 56-1215

受付時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）午前８時３０分から午後５時１５分

障がい者サポートセンターあると

主たる対象者：知的

所在地　西尾市菱池町平池７１番地１　電話 57-7644　FAX 65-6780

受付時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）午前８時３０分から午後５時３０分

障がい者サポートセンターめだか工房

主たる対象者：精神

所在地　西尾市矢曽根町赤地 62 番地１　電話 54-6775　FAX 54-7320

受付時間

月曜日から土曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時から午後５時
※水曜日は午前９時から正午まで

障がい者サポートセンターぴあ

主たる対象者：障害児

所在地　西尾市国森町郷蔵南５２番地　電話 65-2622　FAX 65-2623

受付時間

月曜日から金曜日（年末年始を除く）午前９時から午後５時

障がい者サポートセンター　めだか工房（地域活動支援センター）

障がい者サポートセンター（地域活動支援センター）では、障害のある方や精神科に通院されている方が気軽に集まって過ごすことができ、創作活動やスポーツなど各種プログラムが開催されています。

　また、専門の相談員（精神保健福祉士等）が、生活、病気、仕事、福祉サービスなどについての相談に無料で応じます。

対　象　者　主に精神に障害のある方

開 所 場 所　①障がい者サポートセンターめだか工房
（西尾市矢曽根町赤地 62 番地 1）
②障がい者サポートセンターめだか工房　みなみ
（西尾市一色町一色東上二割 16-1）

開 所 日 時　月・火・木・金曜日　午前９時から午後５時
土曜日　午前９時から午後５時（①めだか工房（矢曽根町）のみ）
※祝日・年末年始を除く

活 動 内 容
- 障害者本人や家族が生活を送る上での困りごとの相談
- フリースペースの提供
- 調理実習や創作活動等の各種プログラムの実施
- レクリエーションや地域交流活動の開催

利　用　料　無料（各種プログラムの実費負担があります。）

問　合　先　**障がい者サポートセンターめだか工房電話 54-6775**
（西尾市矢曽根町赤地62番地1）　FAX 54-7320
障がい者サポートセンターめだか工房みなみ
（西尾市一色町一色東上二割16番地1）
電話 77-0244

児童発達支援センター（市立白ばら園）

児童発達支援センターは、地域における児童の発達を支援する中心的施設です。主に、心身の発達に心配や遅れのある児童に対し、その発達を支援する事業（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業）を実施しています。

対　象　者　身体・知的・精神（発達障害を含む）に障害や発達に心配のある児童とその家族。

開所日時　月曜日～金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
午前８時３０分から午後５時

児童発達支援事業　詳しくは、Ｐ．７を参照。通所受給者証が必要になります。
◎問合先　児童発達支援センター白ばら園
電話 52-1653　　FAX52-1655

保育所等訪問支援事業　詳しくは、Ｐ．９を参照。通所受給者証が必要になります。
◎問合先　児童発達支援センター白ばら園（保育所等訪問支援担当）
電話 52-1653　　FAX52-1655

障害児相談支援事業　障害や発達に心配のあるお子さんを育てる保護者の方が利用できる福祉サービスの紹介及び子育てや生活についての心配なこと等の相談に応じます。
◎問合先　障害児相談支援事業所しろばら（西尾市立白ばら園内）
電話 52-1850　　FAX 52-1857

身体障害者相談

身体障害者相談員（市委託相談員）が各種の相談に応じます。

対　象　者　身体障害者とその家族

日　　時　身体障害者：毎月第１・第４月曜日　　午前９時から正午

場　　所　西尾市総合福祉センター４階　相談室

問　合　先　**福祉課　障がい福祉担当（本庁）　　電話　65-2113**
西尾市総合福祉センター　　電話　56-5900

あいち発達障害者支援センター

発達障害のある方（あることが心配される方）及びその家族からの相談に応じます。

対　象　者　発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害［LD］、注意欠陥・多動性障害［ADHD］等）のある方（あることが心配される方）及びその家族等

日時及び連絡先

◎電話相談　月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
電話　０５６８-８８-０８４９（電話相談専用）
午前１０時から午後４時（正午から午後１時までを除く）
（1 回 30 分程度）

◎来所相談　月曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く。予約制）
（1 回 1 時間程度）
※予約は下記の問合先までお電話ください。

◎メール相談　E-mail　asca@pref.aichi.lg.jp
※件名は「メール相談」としてください。
※返信内容を検討するため、返信に２週間程度かかる場合があります。

◎FAX 相談　FAX　０５６８-８８-０９６４
※件名は「ファックス相談」としてください。
※返信内容を検討するため、返信に２週間程度かかる場合があります。

問　合　先　**あいち発達障害者支援センター**
（県医療療育総合センター内）
電話 0568-88-0811（内線 8109）

障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する通報や相談の窓口として、福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しています。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方には、市町村の担当窓口への通報が義務付けられています。

障害者が家族や施設の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いた方は、ひとりで抱え込まず、速やかに当センターに通報してください。

電話　65-2117

FAX　56-0112

※生命の危険など緊急性が高い場合は、警察（110 番）または救急（119 番）へ連絡をお願いします。

※休日・夜間に電話した場合、当直者が福祉課担当者に連絡し、福祉課担当者が通報者へ折り返し連絡します。

虐待の種類

- 身体的虐待
  障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由がなく障害者の身体を拘束すること。
- 性的虐待
  障害者にわいせつなことをすること。又はわいせつな行為をさせること。
- 心理的虐待
  障害者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
- 放棄・放任
  食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介護をしない、又は必要な福祉サービスや医療、教育などを受けさせないなど、障害者の心身の状態を悪化させること。
- 経済的虐待
  本人の同意なしに財産や年金、賃金を使うこと。又は障害者に理由なく金銭を与えないこと。



障害者差別に関する相談

「車いすでの入店を断られた」「補助犬を連れて入店できなかった」「受付窓口で名前を呼ばれても気づかない。筆談で対応してほしい」「自分を無視して介助者のみに話しかけられ、嫌な気持ちになった」…こんなことありませんか？

障害者差別では？と感じることがあったらご相談ください。相談内容によっては、その内容を事業者に伝え、よりよい対応をお願いすることもできます。

相談窓口

福祉課　障がい福祉担当（市役所本庁舎1階）
電話　65-2115　　FAX 56-0112
mail　shogai@city.nishio.lg.jp

・窓口での相談以外にも、電話、FAX、メール、手話での相談も可能です。

・窓口、電話相談は開庁日の午前9時00分から午後4時00分まで。
（窓口での手話通訳による相談は正午から午後1時までを除きます。）

・事業者の方からの相談（「差別的取扱いにあたるのかわからない」「合理的配慮の提供を求められたが、どうすれば・・・」など）もお受けします。

（※雇用分野での障害者差別については、ハローワーク等にご相談ください。）

障害者差別解消法では、行政機関や事業者による障害を理由とした不当な差別的取扱いが禁止され、また障害者がサービスを利用したりする際のバリア（社会的障壁）を除去するために、必要かつ合理的な配慮をしなければならない、とされています。

〇障害を理由とした不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間を制限するなど、障害のない人には付けない条件を付けることです。

〇合理的配慮の提供とは

障害者からの「バリアを取り除いてほしい」旨の申し出に対し、実施に伴う負担が過重でない場合に、適切に現状を変更または調整することです。合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況により異なりますので、障害者と事業者との相互理解と話し合いによる対応が重要です。

〇対象となる事業者は？

会社やお店、個人事業主やボランティア団体なども対象です。
（令和６年４月１日から、すべての事業者に合理的配慮が義務付けられています。）